2021年(令和3年)第13回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年(令和3年)12月16日(木)
- 2 通知年月日 2021年(令和3年)12月16日(木)
- 3 開催年月日 2021年(令和3年)12月28日(火)
- 4 開 催 場 所 福山市東桜町3番5号

福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定につい で

議案第4号 事業計画変更承認申請に対する承認について

議案第5号 非農地証明について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

 1番 佐藤 眞子
 3番 土屋 智樹
 4番 野田 幸男
 5番 寶諸 孝也

 6番 谷邊 博人
 7番 岡本 卓也
 8番 小林 輝仁
 9番 石井 洋子

 10番 安原 理雄
 11番 下江 京子 12番 河村 昇
 13番 山本 明

 14番 須藤 薫雄
 15番 谷本 耕造
 以上14名

8 欠席委員

2番 上田憲一郎

以上1名

9 その他の出席者0名

10 事務局出席職員

事務局長 宮谷誘治 事務局次長 瀧川滋雄

 事務局
 三好千鶴
 松永出張所
 花田 宏

 北部出張所
 藤井裕美
 神辺出張所
 杉原信広

 沼隈出張所
 神原希代子

以上7名

11 議事内容 午前 10時00分

事務局長

ただいまから、2021年(令和3年)第13回福山市農業委員会総会 を開会いたします。

谷邊会長,会議の進行をお願いします。

会 長 一 開会挨拶 一

会 長 それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。

議 長 最初に、総会の成立を申し上げます。

議 長 委員総数15名のうち、出席委員14名、欠席委員1名、在任委員の過 半が出席ですので、本会議は成立します。

議長続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。

議席番号1番佐藤眞子委員と議席番号9番石井洋子委員にお願いします。

議長 議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。

事務局 2021年(令和3年)第13回総会議案書 追加・訂正事項等について説明します。

議案書(別冊)8ページ2番の備考欄に「農振」を追記。

次に11ページ11番の地種欄の「第2種」を「第3種」に訂正。

次に28ページ1番の上から2番目の「863-1」の筆を削除。同じ く面積合計欄「畑4筆 804㎡ 計4筆 804㎡」を「畑 3筆 7 01㎡ 計3筆 701㎡」に訂正。

次に44ページ39番を削除。説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する 処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

委 員

1番佐藤

東部地区の審議内容について、報告します。

東部地区では12月23日午前9時からの現地調査に続き、午前11時から 市役所3階小会議室で協議会を開催しました。

委員7名中全員の出席で、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号1件、合計8件について審議しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決 定について」の1頁1番から2頁6番について報告します。

1番は、蔵王町字座王平の1筆363㎡、登記地目:畑、現況地目:休耕を蔵王町一丁目の渡人から、南蔵王町二丁目の受人が申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。

場所は、蔵王小学校から北へ440mです。

2番は、大門町一丁目の1筆198㎡で大門町津之下の渡人から大門町一丁目の受人が申請地を贈与されるものです。

場所は、大津野小学校から西へ960mです。

3番は、御幸町大字下岩成の1筆1、029㎡、登記・現況地目:田を御幸町大字下岩成の渡人から同町の受人が譲受け経営規模拡大するものです。場所は、御幸小学校から北東へ280mです。

4番は、御幸町大字森脇の1筆428㎡、登記地目:畑・現況地目:休耕を御幸町大字森脇の渡人から鞆町後地の受人が譲受け経営規模拡大するものです。場所は、御幸小学校から南西へ730mです。

5番は、市街化区域の神島町1筆298㎡、登記地目:田・現況地目:畑を 能島町の渡人から同町の受人が持分移転するものです。

場所は、西小学校から西へ1、750mです。

6番は、市街化区域の神島町1筆578㎡、登記・現況地目:畑を高松市の 渡人から神島町の受人が譲受け経営規模拡大するものです。

場所は, 西小学校から南西へ1, 130mです。

いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。

議長

西部地区の報告をお願いします。

4番

野田

西部地区の審議内容について,報告します。

西部地区では、12月24日の午前10時からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第3号14件、議案第4号1件、議案第5号3件、議案 第6号2件、合計27件について審議しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番から11番について報告します。

7番は、赤坂町の法人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して 申請地を借り受け、新規就農するものです。

8番は、沼隈町の受人が、南手城町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。

9番と10番は関連案件です。

西新涯町の受人が、9番では水呑町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、10番では横尾町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。

11番は、箕島町の受人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

松永地区の報告をお願いします。

委 員

7番 岡本 れでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、12月24日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号13件、議案第5号1件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12番と13番について報告します。

12番は、箕島町の受人が、東京都武蔵村山市の渡人から譲受け、新規就農を行うもので、野菜を栽培する計画です。

13番は、神村町の受人が、本郷町の渡人から譲受け、野菜を栽培する計画です。

いずれも,受人及び申請農地,営農計画に問題はなく,許可妥当と判断しました。

議長

北部地区の報告をお願いします。

委 10番 安原 それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、12月23日の午前9時からと24日の午前11時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員13名のうち12名の出席により、議案第1号17件、議案第3号35件、議案第5号3件の合計55件について審議いたしました。

それでは、 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの14番から7ページの30番について報告をします。

- 14番は、芦田町の受人が、御幸町の渡人から申請地を譲受け、水稲を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 15番は、神辺町の渡人が、駅家町の受人に、申請地を贈与するものです。 受人は野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 16番は、駅家町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 17番は、芦田町の借受人が、駅家町の貸出人から、使用貸借権を設定して申請地を借受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 18番は、駅家町の受人が、沖野上町五丁目の渡人から申請地を譲受け、水稲を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 19番と20番は関連案件で、北吉津町三丁目の受人或いは借受人が、駅家町の渡人或いは貸出人から、19番で使用貸借権を設定して申請地を借受け、20番で申請地を譲受け、新規就農して野菜を栽培するものです。
- 21番と22番は関連案件で、駅家町の受人或いは借受人が、21番で赤坂町の渡人から申請地を譲受、22番で使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して水稲及び野菜を栽培するものです。
- 23番は、駅家町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 24番は、東京都目黒区の渡人が、駅家町の受人に、申請地を贈与するものです。受人は野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 25番は、駅家町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、水稲を栽培して経営規模の拡大を図るものです。
- 26番から29番は関連案件で、神石郡神石高原町の受人が、26番と29番で新市町の渡人から、27番で世羅郡世羅町の渡人から、28番で大阪

10番

府富田林市の渡人から申請地を譲受け、水稲及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

安原

続き

30番は、駅家町の受人が、新市町の渡人から申請地を譲受け、榊及び花卉を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。 以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

委 員

神辺地区の審議内容について報告します。

13番 山本 神辺地区では、12月24日、午前9時から現地調査を行い、午後3時15分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中6名の出席により、議案第1号1件、議案第2号3件、議案第3号21件の合計25件について、審議しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分 決定について」7ページ31番について報告します。

31番は、下竹田の譲渡人が所有する下竹田の畑1筆1,289㎡について、 高齢で労力不足となったことから、申請地の隣に居住する親族の下竹田の譲受 人が譲り受けて、野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。

申請農地,営農計画に問題はなく,受人は農作業経験もあり,必要な農機具・労働力も確保され,下限面積も満たしていることから,許可妥当と判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。また、7番は、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、法人が新規就農のため農地の所有者と使用貸借権を設定するものです。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

一 質問等なし 一

議長

質問等がないようですので, 採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委 員

一 全員挙手 一

議長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に,議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分 決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

委 員

1番

佐藤

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8頁1番について報告します。

1番は、御幸町大字森脇の申請人が、御幸町大字森脇の申請地を露天駐車場 に整備するものです。

場所は、御幸小学校から西へ740mです。

現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれ もないことから、許可妥当と判断しました。

議長

西部地区の報告をお願いします。

委 員

4番

野田

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番と3番について報告します。

2番は、瀬戸町の申請人が、申請地にて宅地を拡張するものです。場所は、 瀬戸小学校の南西、約1キロメートルです。

3番は、沼隈町の申請人が、申請地に倉庫1棟、露天駐車場及び露天資材置

場として整備するものです。

4番

場所は、天神山下交差点の西、約400メートルです。

野田続き

なお、2番と3番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

委員13番

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ4番から6番について報告します。

山本 事務局 4番は、徳田の申請人が、申請地である徳田の田1筆1、324㎡について、 周辺で需要のある共同住宅1棟を建築供給するものです。

5番は、千田町の申請人が、父から相続した申請地である西中条の田1筆 1、782㎡について、周辺で需要のある長屋住宅2棟を建築供給するものです。

6番は、八尋の申請人が、自宅隣地の申請地である八尋の畑1筆475㎡について、農家住宅を建築するものです。

申請人の営農の経営面積は、4、754㎡で農家資格を満たしています。

4番から6番は、いずれも農振農用地区域内の農用地であり、農振除外の手続中です。

現地調査を行いましたが、いずれも日照・排水について支障なく、転用許可 妥当と判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第2号の4番はJR福塩線湯田村駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地と判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙,農地転用許可申請に係る調査書のとおり,農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて

事務局 続き

適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

なお,議案第2号には,常設審議委員会への意見聴取案件はございません。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

一 質問等なし 一

議長

質問等がないようですので, 採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委員

一 全員挙手 一

議長

全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及 び意見決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

委 員

1番

佐藤

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定 について」の9頁1番について報告します。

1番は、坪生町の渡人から、奈良津町の受人である法人が、坪生町の申請地を購入し太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、坪生小学校から北東へ2、100mです。

現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれ もないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

西部地区の報告をお願いします。

委 4番 野田

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定 について」の2番から15番について報告します。

2番は、瀬戸町の法人が、津之郷町の渡人から使用貸借権を設定して申請地 を借り受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、瀬戸コミュニティセンターの北東、約500メートルです。

3番から5番は関連案件です。

木之庄町の法人が、3人の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、露 天資材置場として整備するものです。

場所は、瀬戸小学校の北東、約300メートルです。

6番は、明王台の法人が、同町の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、瀬戸コミュニティセンターの北東、約500メートルです。

7番は、瀬戸町の法人が、津之郷町の渡人から賃借権を設定して申請地を借 り受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、国道2号早戸ランプの北東、約500メートルです。

8番は、南本庄の受人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場 及び露天資材置場として整備するものです。

場所は、山手小学校の南西、約300メートルです。

9番は、東京都千代田区の法人が、津之郷町の渡人から賃借権を 設定して申請地を借り受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、津之郷小学校の東、約200メートルです。

10番は、赤坂町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。

場所は、市立福山高校の至近です。

11番は、赤坂町の法人が、尾道市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、JR備後赤坂駅の南西、約200メートルです。

12番は、木之庄町の受人が、赤坂町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。

場所は、赤坂小学校の北西、約700メートルです。

13番は、引野町東の受人が、沼隈町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。

場所は、千年小学校の北、約300メートルです。

14番は、新涯町の受人が、熊野町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。

場所は、熊野小学校の東、約200メートルです。

4番

野田

15番は、神石郡神石高原町の受人が、大阪府守口市の渡人から 申請地を譲り受け、仮設事務所 1棟及び露天駐車場として整備するものです。

場所は、内浦小学校の南、約500メートルです。

なお、2番から7番、10番から12番及び14番は、農振農用地区域内の 農地のため、農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

松永地区の報告をお願いします。

委 7番 岡本

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及 び意見決定について」の、16番から28番について報告します。

16番は,第11回総会議案第3号の11番から14番の関連案件です。北吉津町三丁目の法人が,神村町の渡人から譲受け,建売住宅10棟を建築するものです。場所は、松永高校から、東へ約240メートルのところです。

17番から21番は関連案件です。北吉津町三丁目の法人が、神村町の渡人 5人から譲受け、建売住宅15棟を建築するものです。場所は、松永高校から、 北東へ約200メートルのところです。

22番から25番は関連案件です。北吉津町三丁目の法人が、神村町の渡人 4人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、松永高校から、 北東へ約300メートルのところです。

26番は、北吉津町三丁目の法人が、神村町の渡人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、松永高校から、東へ約330メートルのところです。

27番は、今津町六丁目の法人が、神村町の渡人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、松永高校から、南東へ約370メートルのところです。

28番は、藤江町の受人が、親族である同町の渡人から譲受け、宅地を拡張して露天駐車場と庭を設置するものです。場所は、藤江保育所から、西へ約220メートルのところです。

なお,22番から28番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

委 10番 安原

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の14ページの29番から21ページの63番について報告します。

29番は、芦田町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同居する父である貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、有磨小学校の南、約1キロメートルのところです。

30番から32番は関連案件で、東京都千代田区の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、いずれも芦田町の貸出人から申請地を借受け、コンビニエンスストアを建築するものです。

場所は、芦田支所の西、約450メートルのところです。

33番は,芦田町の借受人が,申請地に使用貸借権を設定して,同居する 父である貸出人から申請地を借受け,住宅を建築するものです。

場所は、芦田支所の南西、約1.2キロメートルのところです。

34番は、芦田町の受人が、春日町五丁目の渡人から申請地を譲受け、宅地の拡張を行うものです。

場所は、芦田支所の南西、約550メートルのところです。

本案件は、既にカーポートとして利用されておりましたので、 顛末書の提 出を受けております。

35番は、府中市の受人である法人が、芦田町の渡人から申請地を譲受け、 露天駐車場として整備するものです。

場所は、芦田支所の西、約300メートルのところです。

36番は、神辺町の受人が、曙町六丁目の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、福田保育所の南東、約600メートルのところです。

37番は、大阪市の受人である法人が、安芸郡坂町の渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、福田保育所の東、約400メートルのところです。

38番は、駅家町の受人である法人が、引野町一丁目の受人 外1人から申請地を譲受け、建売住宅4棟を建築するものです。

場所は、加茂中学校の南東、約850メートルのところです。

39番は、蔵王町四丁目の受人が、加茂町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、加茂小学校の東、約130メートルのところです。

40番は、赤坂町の受人が、横浜市の渡人から申請地を譲受け、露天駐車

委 10番 安 続き 場として整備するものです。

場所は、加茂保育所の北、約3.2キロメートルのところです。

41番は、借受人である子の経営する法人が、申請地に賃借権を設定して、 同町の貸出人である父から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設 置するものです。

場所は、服部公民館の北、約1.3キロメートルのところです。

本案件は、既に工事に着手しておりましたので、 顛末書の提出を受けております。

42番は、駅家町の受人である法人が、同町の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家南中学校の南東、約950メートルのところです。

43番は、駅家町の借受人 外1人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である母から申請地を借受け、住宅を建築するものです。 場所は、駅家北小学校の東、約40メートルのところです。

44番は、駅家町の寺院の住職である受人が、呉市の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、駅家北小学校の北西、約450メートルのところです。

45番と46番は関連案件で、加茂町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、いずれも駅家町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家北小学校の北、約330メートルのところです。

47番は、藤江町の受人である法人が、木之庄町五丁目の渡人から申請地を譲受け、共同住宅2棟を建築するものです。

場所は、福山北消防署駅家分署の南、約200メートルのところです。

48番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、神 辺町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。 場所は、駅家南中学校の東、約300メートルのところです。

49番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、松永町三丁目の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家南中学校の東、約300メートルのところです。

50番は、駅家町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、駅家南中学校の北、約10メートルのところです。

51番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の西、約400メートルのところです。

委 10番 安 続き 52番は、駅家町の受人である法人が、引野町北一丁目の渡人から申請地 を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家西小学校の北、約400メートルのところです。

53番と54番は関連案件で、南蔵王町三丁目の受人である法人が、いずれも駅家町の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の西、約300メートルのところです。

55番と56番は関連案件で、御幸町の受人である法人が、いずれも駅家町の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、動物愛護センターの東、約200メートルのところです。

57番は、駅家町の受人である法人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲受け、 露天資材置場として整備するものです。

場所は、動物愛護センターの西、約100メートルのところです。

本案件は、既に一部分に資材を搬入しておりましたの

で、顛末書の提出を受けております。

58番は、駅家町の受人である法人が、新市町の渡人から申請地を譲受け、 露天駐車場として整備するものです。

場所は、常金丸保育所の南、約600メートルのところです。

59番は、新市町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、網引小学校の北東、約250メートルのところです。

60番と61番は関連案件で、新市町の受人である法人が、60番で同町の渡人から、61番でさいたま市の渡人からそれぞれ申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、網引小学校の北東、約200メートルのところです。

62番は、新市町の受人が、さいたま市の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、網引小学校の北東、約550メートルのところです。

63番は、新市町の受人である法人が、広島市の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、網引小学校の北東、約550メートルのところです。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれ もないと認められることから、許可妥当と判断しました。

なお、29番から36番、39番から48番、50番から61番、63番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。 以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

委 13番 山本 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定 について」22ページ64番から25ページ84番について報告します。

- 64番は、貨物運送業を営む東京都中央区の法人が、申請地の川南の田1 筆1、252㎡を千田町の渡人から譲り受けて、貨物運送車のための中継局と しての露天駐車場を整備確保するものです。
- 65番から67番は、関連案件です。南今津町の譲受人が65番から67番の川北の田3筆合計1、788.16㎡を譲り受けて、周辺で需要のある長屋住宅2棟を建築供給するものです。
- 68番は、不動産業を営む霞町の法人が岡山県倉敷市の渡人から川北の田2 筆1、654㎡を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅6棟を建築供給する ものです。
- 69番は、生コンクリート製造販売業を営む川北の法人が、川北の田1筆1、 146㎡を川北の渡人から譲り受けて、事業拡大に伴い必要となった社員用車 両等のための露天駐車場として利用するものです。なお、申請地は、既に駐車 場として利用されていたため、顛末書の提出を受けております。
- 70番は、土木建築業を営む駅家町の法人が、川北の田1筆1、609㎡について、川南の貸人から賃借権を設定して借り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。なお、申請地には、既に盛土がされていたため、顛末書の提出を受けております。

71番と72番は、関連案件です。

土木工事・不動産業を営む御幸町の法人が、71番と72番の徳田の田3筆合計2、624㎡を御幸町の渡人から譲り受けて、併用地の39㎡と併せた2、663㎡に周辺で需要のある建売住宅12棟を建築供給するものです。

73番は、建設業を営む東中条の法人が、事業所に隣接する東中条の田1筆 1,045㎡について、東中条の貸人から賃借権を設定して借り受けて、事業 拡大に伴い必要となった社員用車両等のための露天駐車場として利用するもの です。

74番は、岡山県笠岡市の受人が、道上の田1筆424㎡について、親族である道上の貸人から使用貸借権で借り受けて、自己居住用の住宅を建築するものです。

75番と76番は関連案件です。

道上の譲受人が、75番と76番の十三軒屋の田2筆合計1、311㎡を道上の渡人から譲り受けて、周辺で需要のある長屋住宅2棟を建築供給するものです。

77番は、土木建築業を営む下御領の法人が、上御領の畑1筆278㎡を上

委 月 13番 山本 続き

御領の渡人から譲り受けて、併用地の2,412.45㎡と併せた2,690. 45㎡を事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。

78番は、建設業を営む南蔵王町の法人が、上御領の田1筆818㎡を上御領の渡人から譲り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。

79番は、大阪市中央区の発電事業を営む法人が、上御領の田1筆951㎡ を広島市東区の渡人から譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するも のです。

80番は、土木建築業を営む下御領の法人が、下御領の田1筆739㎡について、下御領の貸人から賃借権を設定して借り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。

81番は、精密機械加工業を営む下御領の法人が、下御領の田1筆558㎡ について、尾道市の貸人から賃借権を設定して借り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。

82番は、自動車部品製造業を営む下御領の法人が、下御領の田2筆1、638㎡について、下御領の貸人から賃借権を設定して借り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天駐車場として利用するものです。

83番は、下御領の受人が、自宅隣地の下御領の田2筆合計330㎡について、下御領の渡人から譲り受けて露天駐車場として利用するものです。

84番は、建設工事業を営む千代田町の法人が、平野の田924㎡について、 平野の渡人から譲り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として 利用するものです。

現地調査を行いましたが、いずれも日照・排水について支障を生じるおそれ もなく、転用許可妥当と判断しました。

なお,69番と73番,74番,77番と78番,80番から84の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。 以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第3号の「2番」と「6番」は第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10~クタール未満であると認められ

事務局

るため,

続き

「27番」は第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、「相当数の街区を形成している区域」と認められるため、

また、「78番」は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。

「11番」はJR山陽本線赤坂駅から,「69番」は福山市役所神辺支所から,「71番と72番」はJR福塩線道上駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

なお、「17番から21番」、「30番から32番」、「53番と54番」 は転用面積が3、000平方メートルを超えるため常設審議委員会への 意見聴取案件です。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等なし 一

議長

質問等がないようですので, 採決します。

議案第3号の「17番から21番」,「30番から32番」,「53番と54番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

一 全員挙手 一

議長

全員挙手により、議案第3号の「17番から21番」、「30番から32番」、「53番と54番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に,議案第4号「事業計画変更承認申請に対する承認について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

委 員 4番 議案第4号「事業計画変更承認申請に対する承認について」の1番について 報告します。

野田

本年4月に農地法第5条の規定による一時転用許可を得た営農型太陽光発電パネルの支柱設置について、赤坂町の法人が、当初の 計画者から事業を承継するものです。当法人の代表者は、計画者 本人です。

施設内容等の変更はありません。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれも ないことから、承認妥当と判断しました。以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等なし 一

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委員

一 全員挙手 一

議長

全員挙手により,議案第4号は原案のとおり承認することに決定します。 . 次に,議案第5号「非農地証明について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4番

野田

議案第5号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。

1番は、三次市の申請人が、昭和34年頃から住宅敷地として利用し、現在 に至っております。場所は、沼隈支所の南、約50メートルです。

2番は、横浜市の申請人が、1筆は昭和55年3月頃から住宅敷地として利用し、もう1筆は昭和32年6月頃から庭敷として利用し、現在に至っております。場所は、能登原小学校の北東、約600メートルです。

3番は、大阪府守口市の申請人が、昭和56年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。

場所は、内海斎場の南東、約250メートルです。

なお、3番は、農振農用地区域内の農地でありますが、担当部局との調整は 整っております。

現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長

松永地区の報告をお願いします。

委 員

7番

岡本

それでは、議案第5号「非農地証明について」の4番について報告します。 4番は、申請人が、昭和22年ころ、または、平成5年ころから、宅地とし

て利用していたものです。場所は、神村小学校から南へ約345メートルのところです。

現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、 証明妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

委 員 10番

それでは、議案第4号「非農地証明について」の27ページの5番から7番について報告します。

安原

5番は、城見町二丁目の申請人が、平成15年8月頃から耕作放棄していた ところ、雑木等が繁茂し山林となっております。

場所は、服部公民館の南、約1.6キロメートルのところです。

6番は、駅家町の申請人によるもので、昭和46年頃から、事業所敷地として利用し、現在に至ります。

場所は、宜山保育所の西、約800メートルのところです。

7番は、新市町の申請人によるもので、昭和55年頃から住宅敷地として利用し、現在に至ります。

委員

場所は、網引小学校の北、約1キロメートルのところです。

10番

なお、5番と6番は、農振農用地区域内の農地でありますが、担当部局との 調整は整っております。

安原

続き

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥 当と判断しました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

1委 員

一 質問等なし 一

議 長

質問等がないようですので, 採決します。

議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委 員

一 全員举 手 一

議 長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を 上程します。

西部地区の報告をお願いします。

委員 4番

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 1番と 2番について報告します。

野田

1番は田尻町の相続人である子が、同町の申請地の畑3筆701㎡を相続税 の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。

2番は田尻町の相続人である子が、同町の申請地の畑 1筆244㎡を相続 税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。

申請農地はいずれも耕作されており、農地として適正に管理されています。 以上です。

議長しありがとうございました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 一 質問等なし 一

議 長 質問等がないようですので、採決します。

議案第6号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委 員 一 全員挙手 一

議長 全員挙手により、議案第6号は原案のとおり証明することに決定します。

議 長 次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務 局から説明してください。

事務局 専決処分及び届出等について,ご説明します。

議案書(別冊)の29ページから34ページの「農地法第3条の3第1項の 規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した 場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、22件 を事務局長専決で受理しました。

次に、35ページと36ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出書の受理について」及び、37ページから46ページの「農地法 第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条12件, 5条52件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規 定により,事務局長専決で受理しました。

次に、47ページの「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による 協議書の受理について」です。電気事業者が送電線鉄塔建替のために転用 するものです。電気事業者が送電用等の施設等に供する敷地として転用

事務局 続き

する場合には、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。

次に、48ページから51ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が20件ありました。

次に、52ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。

次に、53ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下 げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなか ったことから提出されたものであり、4件を受理しました。専決処分及び届出 等については以上です。

議長

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員

. 一 質問等なし 一

議長

質問等もないようですので、以上をもちまして2021年(令和3年) 第13回福山市農業委員会総会を終了します。

なお、来月の総会は1月31日開催の予定です。

事務局長

委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。

午前11時00分閉会